

給付金・補助金申請のご案内

令和3年3月31日現在

<p>講習会情報</p>	<p>令和3年4月15日(木)に「中小企業等事業再構築促進事業」の講習会を行います。会場、原則オンライン受講となりますので参加希望の方は下記相談窓口までご連絡をお願いいたします。事前に要項を見ていただき、質問を受け付けます。(1人3分程度)</p>				
<p>給付金・補助金名</p>	<p>東伊豆町給付金 新型コロナウイルス感染症対策事業継続化支援金</p>	<p>国給付金 一時支援金</p>	<p>持続化補助金 ＜一般型＞</p>	<p>持続化補助金 ＜低感染リスク型ビジネス枠＞</p>	<p>国補助金 中小企業等事業再構築促進事業</p>
<p>支給対象者 補助対象者</p>	<p>町内で事業を営む企業及び個人事業主</p>	<p>給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地問わず給付対象</p>	<p>小規模事業者であること 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く) 常時使用する従業員の数 5人以下 サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数 20人以下 製造業その他 常時使用する従業員の数 20人以下</p>		<p>新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業。</p>
<p>要件</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年12月から令和3年3月までの任意の「ひと月間」の売り上げが、前年同月比で15%以上かつ4万円以上減少しているもの。ただし、新規事業者で前年対比ができない場合にあっては、令和2年10月、11月の平均と比較する。令和元年12月末までの納期が到来した町税に滞納がないもの。ただし、納付計画等を行っている場合は給付対象とする。今後1年以上事業を営む予定であるもの。東伊豆町暴力団排除条例を遵守できるもの。</p>	<p>緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響をうけていること。また、2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること。</p>	<p>策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等(生産性向上)のための取組であること。 あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。</p>	<p>ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策費(消毒液購入費、換気設備導入費等)</p>	<p>1.申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、10%以上減少していない中小企業等。 2.事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。 3.補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。 緊急事態宣言特別枠 上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。</p>
<p>給付・補助額</p>	<p>支給額 20万円 ・宿泊業 ・飲食業 ・大型観光施設 支給額 10万円 その他の事業者</p>	<p>中小法人等 上限60万円 個人事業者等 上限30万円</p>	<p>補助率:2/3 上限50万円</p>	<p>補助率:3/4 上限100万円 ※更に補助対象経費の1/4を上限に感染防止対策費を別途支援(最大25万円)</p>	<p>【通常枠】 中小企業等 100万円～6,000万円 補助率 2/3 中堅企業等 100万円～8,000万円 補助率 1/2 (4,000万円を超える部分は1/3) 【事態宣言特別枠】 中小企業 補助率3/4 中堅企業 補助率2/3 従業員数5人以下:100万円～500万円 従業員数6～20人:100万円～1,000万円 従業員数21人以上:100万円～1,500万円 上記のほかに【卒業枠】6,000万円～1億円 補助率1/2 【グローバルV字回復枠】8,000万円～1億円 補助率1/2等あり 詳しくはHPへ。</p>
<p>申請時期</p>	<p>令和3年4月20日から令和3年6月30日まで ※Web申請も受け付けています。 (4月20日開設予定) https://jibasan.info</p>	<p>令和3年3月8日(月)～5月31日(月)</p>	<p>第5回受付締切: 令和3年6月 4日(金) [郵送:締切日当日消印有効] 第6回受付締切: 令和3年10月 1日(金) [郵送:締切日当日消印有効]</p>	<p>令和3年4月中に詳細発表</p>	<p>公募期間: 令和3年3月26日(金)～令和3年4月30日(金)18:00まで 申請受付: 令和3年4月15日(木)予定 応募締切: 令和3年4月30日(金)18:00</p>
<p>注意事項</p>		<p>※緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響をうけていること。当会では一時支援金の対象となるかの判断は行いません。</p>		<p>※jGrantsによる電子申請のみの受付GビズIDプライムの発行には2～3週間ほど時間がかかりますので、補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。 https://www.jgrants-portal.go.jp/</p>	<p>本事業の申請には、「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。 GビズIDプライムアカウントの発行はこちらから https://gbiz-id.go.jp</p>
<p>関連URL</p>	<p>https://jibasan.info</p>	<p>https://www.meti.go.jp/cookie-policy/19/ichiji_shien/index.html</p>	<p>https://seisansei.smrj.go.jp/#fh5co-blog-section</p>	<p>https://seisansei.smrj.go.jp/#fh5co-blog-section</p>	<p>https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html</p>
<p>必要書類等</p>	<p>法人・個人・業種等により必要書類が異なりますので関連ホームページをご覧ください。</p>				

相談窓口 東伊豆町商工会までご連絡下さい。 TEL:0557-95-2167 mail:info@jibasan.info